

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

介護職員給与規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会介護職員給与規程

(通則)

第1条 この規程は、宮古島市社会福祉協議会介護職員就業規則第18条に基づく介護職員の給与に関する事項を定める。

(給与の原則)

第2条 介護職員の給与は、職務の内容並びに経験及び勤務成績、勤務条件等を考慮して雇用時に会長が決定する。

2 給与は提供された労働の対価として支払うものとし、労働の提供のない場合には別段の定めがないかぎり給与は支払わない。

(適用の範囲)

第3条 この規程は介護職員就業規則第2条に規定する介護職員に適用する。

(給与の種類)

第4条 介護職員の給与は賃金（基本給、管理手当、割増賃金、活動費、通勤手当、宿直手当、特殊勤務手当、介護職員処遇改善手当）及び期末手当とする。

(賃金支給、控除)

第5条 賃金は月の1日から末日までを期間として計算した額から、第3項に規定するものを控除した額を翌月21日（その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日）に支払うものとする。

2 第1項の控除するものは、次に掲げるものとする。

(1) 法令等で定めのあるもの

所得税、地方税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等

(2) その他、介護職員との協議により控除することが適当であると認められたもの。

(休職期間の給与)

第6条 休職期間中については、給与は支給しない。ただし、公傷病による休職の場合は介護職員就業規則第21条に規定する災害補償を行なう。

(基本給)

第7条 基本給は、職務の内容並びに経験及び勤務成績、勤務条件等を考慮して、雇用時に介護職員就業規則別表1に基づき会長が定める。

2 介護職員の基本給の種類は、月給、日給、時給とし、別表2に基づく。ただし、訪問介護員の利用者宅間の移動時間については最低賃金の時給の額とする。

3 訪問介護事業所しゃきょう職員の内、身体介護サービスを提供した介護職員に対して、別表3により割増賃金を支給する。

(管理手当)

第8条 介護職員就業規則第3条に定める管理者、主任及びサービス提供責任者には、管理手当として次の額を支給する。

(1) 管理者 月額20,000円

(2) サービス提供責任者月額10,000円

2 職種を兼務する場合は、上位の職種の手当のみ支給する。

(割増賃金)

第9条 割増賃金の種類及び金額は別表3のとおりとする。

(活動費)

第10条 居宅介護業務に掛かる諸経費として、自家用車を業務に使用している介護職員に対して別表4のとおり活動費を支給する。ただし、自宅から利用者宅までの距離が12キロメートル以上の場合には1往復につき200円を加算する。

2 大神島の利用者宅への勤務については、1往復につき1,000円の活動費を加算する。

(通勤手当)

第11条 通勤費用は、別表5の額とする。ただし、本会介護職員就業規則第4条第1項第4号から6号のうち訪問介護員については支給しない。

(昇給、昇格)

第12条 昇給及び昇格については、別表6のとおりとする。

2 介護職員が雇用後、新たに介護に関する資格を取得した場合、基本給を昇給させることができる。

3 各資格の昇給については別表6のとおりとする

(夜勤手当)

第13条 介護職員が、小規模多機能居宅介護事業所において夜勤を命ぜられたときは、その勤務1回につき10,000円を支給する。

(特殊勤務手当)

第14条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第15条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する介護職員に対して、原則として6月30日及び12月10日(その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日)に期末手当を支給する。

2 期末手当は6月30日支給分については前年11月より当年4月末日までの勤務実績、12月10日支給分については5月より10月末日までの勤務実績に基づき別表7のとおりとする。

3 介護事業の経営状況が良好である場合、前年度資金収支差額のうち50%の範囲内において、役員会で協議の上、各介護事業単位で期末手当に加算できるものとする。

4 社会経済情勢、経営状況によって会長の判断により支給しない場合もある。

(介護職員処遇改善手当)

第16条 居宅介護支援事業所以外の介護事業所職員に対して、職員の実績に応じて、ベースアップ加算を含む処遇改善手当を支給する。

2 ベースアップ加算を含む処遇改善手当は対象月の翌々月に支給する。

3 支給額の算出については、別表8のとおりとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、介護職員の給与について必要な事項は会長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(経過措置)

第1条 平成17年10月1日以前に採用された正規職員が当規程の給料表に移行するにあたり、給料額が減額となる職員に対し調整手当を支給できるものとする。

2 平成18年4月時点の調整手当の額は平成18年3月時点の給料表を平成18年4月1日より適用される人事院よりの給料表へ移行させ、その額の92.5%を算出し本規程給料表の当該額を差し引いた額。

3 調整手当は、段階的に減額していく。

附則

この規程は、平成20年12月12日から施行し、平成20年12月1日より適用する。但し、経過措置第1条については、平成20年12月1日より廃止する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第8～11条の改正

第6条第2項の削除

第6条第3項の繰上げ及び改正

第12条の繰り下げ及び改正

第13、14条の繰り下げ

第12～14条、第16条の挿入

附則の追加

附則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

別表２（第８条関係）の改正（沖縄県の最低賃金に伴う改正）

附則の追加

附則

この規程は、令和２年１２月９日から施行する。

「第１章総則」語句の削除、第４条語句の追加、第５条の削除、別表１の削除、第６条～第１４条上の繰り上げ、「第２章賃金」語句の削除、第１４条の挿入、「第３章期末手当」語句の削除、附則の挿入

附則

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

別表２の変更、別表１０の追加

附則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表８の変更、別表９及び別表１０の削除

附則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

第１５条の改正

別表２、別表７の変更

別表2(第8条関係)

基本給 種類	1級		2級		3級	4級	5級
	日給	時給	日給	時給	月給		
	100円	10円	105円	15円	1200円	1300円	1400円
ピッチ							
1号						203,900	214,200
2号						205,200	215,600
3号						206,500	217,000
4号						207,800	218,400
5号						209,100	219,800
6号						210,400	221,200
7号						211,700	222,600
8号					162,000	213,000	224,000
9号					163,200	214,300	225,400
10号				960	164,400	215,600	226,800
11号				975	165,600	216,900	228,200
12号			7,670	990	166,800	218,200	229,600
13号			7,775	1,005	168,000	219,500	231,000
14号	7,700		7,880	1,020	169,200	220,800	232,400
15号	7,800		7,985	1,035	170,400	222,100	233,800
16号	7,900		8,090	1,050	171,600	223,400	235,200
17号	8,000	960	8,195	1,065	172,800	224,700	236,600
18号	8,100	970	8,300	1,080	174,000	226,000	238,000
19号	8,200	980	8,405	1,095	175,200	227,300	239,400
20号	8,300	990	8,510	1,110	176,400	228,600	240,800
21号	8,400	1,000	8,615	1,125	177,600	229,900	242,200
22号	8,500	1,010	8,720	1,140	178,800	231,200	243,600
23号	8,600	1,020	8,825	1,155	180,000	232,500	245,000
24号	8,700	1,030	8,930	1,170	181,200	233,800	246,400
25号	8,800	1,040	9,035	1,185	182,400	235,100	247,800
26号	8,900	1,050	9,140	1,200	183,600	236,400	249,200
27号	9,000	1,060	9,245	1,215	184,800	237,700	250,600
28号	9,100	1,070	9,350	1,230	186,000	239,000	252,000
29号	9,200	1,080	9,455	1,245	187,200	240,300	253,400
30号	9,300	1,090	9,560	1,260	188,400	241,600	254,800
31号	9,400	1,100	9,665	1,275	189,600	242,900	256,200
32号	9,500	1,110	9,770	1,290	190,800	244,200	257,600
33号	9,600	1,120	9,875	1,305	192,000	245,500	259,000
34号	9,700	1,130	9,980	1,320	193,200	246,800	260,400
35号	9,800	1,140	10,085	1,335	194,400	248,100	261,800
36号	9,900	1,150	10,190	1,350	195,600	249,400	263,200
37号	10,000	1,160	10,295	1,365	196,800	250,700	264,600
38号	10,100	1,170	10,400	1,380	198,000	252,000	266,000
39号	10,200	1,180	10,505	1,395	199,200	253,300	267,400
40号	10,300	1,190	10,610	1,410	200,400	254,600	268,800
41号	10,400	1,200	10,715	1,425	201,600	255,900	270,200
42号	10,500	1,210	10,820	1,440	202,800	257,200	271,600
43号	10,600	1,220	10,925	1,455	204,000	258,500	273,000
44号	10,700	1,230	11,030	1,470	205,200	259,800	274,400
45号	10,800	1,240	11,135	1,485	206,400	261,100	275,800
46号	10,900	1,250	11,240	1,500	207,600	262,400	277,200
47号	11,000	1,260	11,345	1,515	208,800	263,700	278,600
48号	11,100	1,270	11,450	1,530	210,000	265,000	280,000
49号	11,200	1,280	11,555	1,545	211,200	266,300	281,400
50号	11,300	1,290	11,660	1,560	212,400	267,600	282,800
51号	11,400	1,300	11,765	1,575	213,600	268,900	284,200
52号	11,500	1,310	11,870	1,590	214,800	270,200	285,600
53号	11,600	1,320	11,975	1,605	216,000	271,500	287,000
54号	11,700	1,310	12,080	1,620	217,200	272,800	288,400
55号	11,800	1,310	12,185	1,635	218,400	274,100	289,800

別表3(第9条関係) (案)

割 増 金 種 別	内 容	計 算 式
時間外労働割増金	労働時間が原則週40時間を超えて労働した場合	(時給) × 0.25 × 労働時間 (1円未満は切り捨て)
休日労働割増金	休日(週1回の法定休日)に労働した場合	(時給) × 0.35 × 労働時間 (1円未満は切り捨て)
早朝労働割増金	早朝(午前5時から午前8時まで)に労働した場合	(時給) × 0.25 × 労働時間 (1円未満は切り捨て)
夜間労働割増金	夜間(午後6時から午後10時まで)に労働した場合	(時給) × 0.25 × 労働時間 (1円未満は切り捨て)
深夜労働割増金	深夜(午後10時から午前5時まで)に労働した場合	(時給) × 0.5 × 労働時間 (1円未満は切り捨て)
身体介護割増金	宮古島市社協指定訪問介護事業所しゃきょうの職員が身体介護業務を行った場合	労働時間(分) × 1円
月給	(月給) × 12 ÷ 2080 (1円未満は切り捨て)	
日給	(日給) ÷ 8 (1円未満は切り捨て)	

別表4(第10条関係)

職 種	居 宅 介 護 1 回 の 活 動 費 額
訪問介護員	80 円
計 算 式	居 宅 介 護 回 数 (月) × 円

別表5(第11条関係)

区 分	月 額
通勤のため自動車等を使用し2キロメートル以上5キロメートル未満の者	2,300 円
通勤のため自動車等を使用し5キロメートル以上10キロメートル未満の者	5,500 円
通勤のため自動車等を使用し10キロメートル以上15キロメートル未満の者	8,600 円
通勤のため自動車等を使用し15キロメートル以上20キロメートル未満の者	11,800 円
通勤のため自動車等を使用し20キロメートル以上25キロメートル未満の者	15,000 円
通勤のため自動車等を使用し25キロメートル以上の者	17,900 円

別表6(資格取得による昇給)

職種	所持資格	取得資格	賃金体系	資格取得による昇給
看護員	准看護師	正看護師	月給 日給 時給	10号以内 3号以内 3号以内
管理者	ヘルパー1級・介護実務	介護福祉士	月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
			月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
	ヘルパー2級・介護初任研修	介護福祉士	月給 日給 時給	10号以内 10号以内 10号以内
			月給 日給 時給	8号以内 8号以内 8号以内
			月給 日給 時給	6号以内 6号以内 6号以内
	ヘルパー1級・介護実務者研修	介護福祉士	月給 日給 時給	8号以内 8号以内 8号以内
			月給 日給 時給	6号以内 6号以内 6号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
	ヘルパー2級・介護初任研修	介護福祉士	月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
			月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
			月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
サービス提供者	介護福祉士	社会福祉主事任用資格	月給 日給 時給	8号以内 8号以内 8号以内
			月給 日給 時給	6号以内 6号以内 6号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
		同行援護一般研修	月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
	介護福祉士	社会福祉士	月給 日給 時給	6号以内 6号以内 6号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
			月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内
		介護支援専門員	月給 日給 時給	2号以内 2号以内 2号以内

職種	所持資格	取得資格	賃金体系	資格取得による昇給
生活相談員、相談支援専門員	社会福祉主事任用資格	社会福祉士	月給 日給 時給	8号以内 8号以内 8号以内
			月給 日給 時給	6号以内 6号以内 6号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
		介護福祉士	月給 日給 時給	3号以内 3号以内 3号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
			月給 日給 時給	3号以内 3号以内 3号以内
一般介護員	ヘルパー1級・介護実務	介護福祉士	月給 日給 時給	3号以内 3号以内 3号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
			月給 日給 時給	3号以内 3号以内 3号以内
	ヘルパー2級・介護初任研修	介護福祉士	月給 日給 時給	9号以内 9号以内 9号以内
			月給 日給 時給	8号以内 8号以内 8号以内
			月給 日給 時給	5号以内 5号以内 5号以内
調理師	調理師	管理栄養士	月給 日給 時給	5号以内 5号以内 5号以内
			月給 日給 時給	9号以内 9号以内 9号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
		調理師	月給 日給 時給	5号以内 5号以内 5号以内
	無資格	管理栄養士	月給 日給 時給	9号以内 9号以内 9号以内
			月給 日給 時給	4号以内 4号以内 4号以内
			月給 日給 時給	5号以内 5号以内 5号以内
		介護請求事務	月給 日給 時給	9号以内 9号以内 9号以内

別表7(第12条第2項関係)

職 種		給与体系	金 額
介護支援専門員		月給	150,000円以内
		日給	勤務日数×1,200円以内
サービス提供責任者 上級介護員		月給	120,000円以内
		日給	勤務日数×900円以内
		時給	勤務時間数×110円以内
中級介護員		月給	100,000円以内
		日給	勤務日数×700円以内
		時給	勤務時間数×100円以内
初級介護員		日給	勤務日数×500円以内
		時給	勤務時間数×60円以内
生活相談員		月給	100,000円以内
		日給	勤務日数×700円以内
		時給	勤務時間数×100円以内
相談支援専門員		月給	100,000円以内
		日給	勤務日数×700円以内
		時給	勤務時間数×100円以内
看護師	正看護師	月給	120,000円以内
		日給	勤務日数×900円以内
		時給	勤務時間数×150円以内
	准看護師	月給	100,000円以内
		日給	勤務日数×700円以内
		時給	勤務時間数×120円以内
登録介職員		時給	勤務時間数×50円以内
パート介護職員		時給	勤務時間数×50円以内
調理員		日給	勤務日数×250円以内
		時給	勤務時間数×30円以内

別表8(第16条関係)

介護職員の処遇改善手当(ベースアップ加算含む)支給表

支給日	支給額算出方法
処遇改善加算及びベースアップ加算対象月の翌々月給与支給日	1時間当たり加算額 $= \frac{\left(\text{加算対象月決定額} - \left(\text{事業所別介護職員昇給分金額} + \text{法定福利費} \right) \right)}{\frac{\text{事業所別処遇改善加算対象職員加算対象月総労働時間数}}{\text{勤務時間数}}}$ 支給額 $= \text{加算対象月勤務時間数} \times \text{1時間当たり加算額}$